

部活動指導全体計画

南相馬市立原町第三中学校

1 目的

- (1) スポーツや文化に親しむ主体的な活動を通して、心身の調和的な発達を図り、個性を伸長とともに自律的・実践的な態度を育成する。
- (2) 教師と生徒及び生徒相互の人間関係を練習を通して深めさせるとともに、協調心を養い、集団生活のきまりを身につけさせ、活力に満ちた中学校生活を送らせる。
- (3) スポーツや文化の技能等の向上のみならず、生きる力の育成、豊かな学校生活の実現を図る。

2 方針

- (1) 教育目標の具現の場としてとらえ、積極的な参加を奨励するために、全生徒の入部・活動及び全職員による指導を原則とする。
- (2) 各部単位で生徒の参加により、活動目標と年間計画を立案し、その実現に努める。
- (3) 生徒一人一人がめあてをもち、活動を楽しむことができるように指導・援助する。
- (4) 施設用具の維持・管理に万全を期し、顧問教師による指導・管理をはじめ、生徒にも保全・整備等に積極的な活動を促す。
- (5) 教師相互の連携を図り、保護者との連絡を密にすることにより、活動の効果を高める。

3 内容

- (1) 体育的活動
 - [男女] バドミントン
 - [女子] ソフトテニス
 - (2) 文化的活動
 - [男女] 吹奏楽 文芸部
 - (3) 特設活動
 - [男女] 陸上競技 駅伝競走 英語弁論
 - その他（協議の上、決定）
- ※ 特設部の指導には、保健体育科、英語科を中心に全職員があたる。

4 運営

- (1) 部活動単位で月別練習計画の作成
 - ・部活動単位で休養日等を示した月別計画を作成する。
 - ・終了時間を記載すること。
- (2) 部活動休養日等の設定
 - ① 活動は通年とし、土曜日・日曜日・祝祭日における活動は、事前に校長の承認を得る。
 - ② 平日 1 日（基本的に水曜日）及び土日いずれか 1 日合わせて週 2 日間の休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ③ 大会（中体連・新人大会・吹奏楽連盟コンクール・吹奏楽連盟アンサンブル）2 週間前より校長の承認を得て、平日 30 分延長、休日 1 時間延長することができる。（その他の大会等については適用しない。）
 - ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - ⑤ 三連休の休養日について
 - ・前後一ヶ月を期間として祝祭日に指導を行った分を含めて平均になるよう、できるだけ近くに休養日を設定するよう月別活動活動計画表に明記して調整する。
 - ⑥ ゴールデンウィーク等については、特別の措置を取る。年度初め（4 月）に練習日数を検討し全体で確認する。
- (3) 部活動練習時間の上限の設定設定
 - ① 平日（帰りの学活終了後から）は基本的に 2 時間、最大午後 6 時までとする。
 - ② 学校の休業日（学期中の週末を含む）の活動は、3 時間程度とする。
 - ③ 特別日程により早く部活動が始まるときでも、2 時間とする。

(4) 自主練習について

- ① 朝、放課後の自主練習は認めない。自主練習（生徒の自主活動）ということでもけが等があった場合には、担当教師が活動する場所に居たかどうか問われる。自主練習は休養日とはならない。
- ② 教師からの指示や部員全員の参加を強制するものとしない。
- ④ 駅伝や陸上等の特設部の活動については、その都度校長の許可を得て行う。

(5) テスト期間の練習について

- 中間テスト……テストの3日前より活動中止とする。
- 期末テスト……テストの5日前より活動中止とする。

※ 大会等により、特別に活動する場合には、顧問教師の指導・監督の下で、校長の承認を得て活動する。

(6) 部活動を終了し、下校する時刻（完全下校）は下記のとおりとする。

期 間	下 校 時 刻
4月～9月	午後6時（ただし、1年生は4月の仮入部期間は、午後5時）
10月～文化祭まで	午後5時30分
文化祭終了～1月	午後5時
2月～3月	午後5時30分

(7) 生徒の指導と管理

- ① 原則として、全生徒が部活動に入部する。
- ② 4月中に保護者の同意を得て記入した所定の「部活動入部届」を提出させる。
- ③ 各部とも毎年4月に部員を募集し、部活動の組織編成をする。
- ④ 部活動の趣旨から3年間継続することを原則とするが、健康・家庭の事情、その他やむをえない理由がある場合に限り、関係顧問教師・学級担任・保護者の了解を得て変更することを認める。
その際は指定の「転部届」用紙に記入し、顧問教師に提出する。
- ⑤ 各部とも、部長・副部長を選出し、顧問教師は、部員名簿を作成する。
- ⑥ 顧問教師は、生徒の身体状況や帰宅方法、及び、緊急連絡方法を把握し、必ず活動現場で指導にあたり、各部の顧問間の連絡・協力を図る。

(8) 対外的活動の実施について

- ① 中体連、吹奏楽連盟が主催する大会へ参加する。
- ② 各競技団体・民間団体が主催する対外試合、演奏会等は、校長の承認を得て参加する。
- ③ 大会等への参加については、必ず保護者より参加の承諾を得て参加する。
- ④ 引率計画は、その都度作成する。（ただし、練習試合の引率計画は部内のみでよい。）
- ⑤ 引率する際は、無理のない計画で安全に十分配慮する。また、現地集合・現地解散を原則とし、交通機関を利用して引率する場合は、できるだけ公共機関を利用する。（中体連の大会はその限りではない。）

(9) 特設部

- ① 陸上競技部・駅伝競走部においては、全校生徒の中から選手を選抜し、活動する。なお、活動についてでは、保健体育科が中心となり、職員・各顧問の了解・協力を得て行う。
- ② 英語弁論については、英語科が中心となって活動する。

(10) 施設・設備等の管理

- ① 体育館・部室・用具室の鍵の開閉は、原則として顧問教師が責任をもって行う。
- ② 使用した場所及び部室・用具室等の整理整頓について、十分に指導する。また、学校以外の施設を借用した場合にはマナーを守らせる。
- ③ 使用した場所等については、顧問教師が必ず最終確認をする。
- ④ 万一、施設・設備・器具等を破損した場合は、速やかに担当者に連絡をとり、可能な限り修復に努める。

5 部の改廃について

(1) 新設

次の条件が全て満たされ、職員会議での審議を経て、校長が許可した場合、新設を可能とする。

- ① 中体連大会のエントリーメンバー数（団体戦）が確保されていること。
- ② 施設・設備があること。
- ③ 顧問になる教員がいること。
- ④ 継続した活動が可能であること。

(2) 休部・廃部

- ① 新入生の入部が確定し、2年続けて新入生が入部しない場合は、休部の扱いとする。ただし、2・3年生については、3年次の中体連大会まで活動を継続することができる。次年度は募集停止とし、それ以降は廃部とする。
- ② 新入生の入部が確定し、中体連大会のエントリーメンバー（団体戦）を下回った場合は、休部の扱いとする。ただし、個人戦がある部及び文化部についてはこの限りではない。
- ③ 中体連大会終了後、中体連大会のエントリーメンバー（団体戦）を下回った場合は、休部の扱いとする。ただし、個人戦がある部及び文化部についてはこの限りではない。
- ④ 休部・廃部になった部の生徒については、途中転部を認める。
- ⑤ その他問題が生じた場合は、職員会議で審議し、校長が休部または廃部を決定する。

6 年間活動計画

月	活動内容	月	活動内容
4 月	○対面式の準備 ○用具の確認・整備 ○予算・年間指導計画の作成 ○新入生部活動見学 ○活動練習計画 ○新入生正式入部 ○部活動組織編成、名簿作成	10 11 月	○活動反省・練習計画・実践の振り返り ○帰宅時刻の確認と家庭への連絡 ○交通・安全指導の徹底 ○吹奏楽主催大会
		12 月	○冬季休業中の計画 ○冬期間の練習計画立案と実践
5 月	○練習試合計画 ○相双中体連陸上競技大会壮行会 ○相双中体連陸上競技大会 ○相双中体連総合大会壮行会	1 2 3 月	○帰宅時刻の確認 ○交通・安全指導の徹底 ○用具整備・点検 ○ユニフォーム回収・確認
	○相双中体連総合大会 ○吹奏楽連盟主催大会 ○新チーム発足		○春季休業中の計画 ○新年度に向けての諸準備と計画
7 8 月	○県中体連総合大会 ○夏季休業中の練習計画の作成 ○新チーム発足 ○英語弁論大会		
	○新人大会に向けての練習計画 ○練習試合計画 ○相双中体連駅伝競走大会壮行会 ○相双中体連駅伝競走大会 ○協会主催新人大会		

7 体育館の使用と割り当て

- 雨天時の体育館等の練習割り当ては、各部活動顧問間で相談の上決定する。